# 一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和7年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和147番 5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

#### (一般廃棄物処理施設の維持管理等)

法第八条の三第二項 第八条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

Ⅱ 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受け入れた廃棄物の種類及び量
- 2 埋立した廃棄物の種類及び量
- 3 最終処分場維持管理状況
- 4 最終処分場残余容量の測定
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等
- (1) 地下水観測井(下流)
- (2) 地下水観測井(上流)
- (3) 放流水採取口

1 受け入れた廃棄物の種類及び量 単位:kg

2111	<b>\1</b> 0			親及ひ里													単位:Kg
		項	目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
	ᆔᄲ	然ごみ		<b>€ごみ</b>	66, 430	68, 450	69, 020	74, 160	79, 550	77, 960							435, 570
		(1)	搬ノ	(ごみ	17, 320	23, 580	19, 880	14, 630	18, 830	15, 570							109, 810
		Ū	小	HI	83, 750	92, 030	88, 900	88, 790	98, 380	93, 530	0	0	0	0	0	0	010, 000
	<b>7</b> 5 ⊮	然ごみ		<b>ミごみ</b>	6, 020	6, 290	5, 920	5, 150	5, 660	5, 150							34, 190
		(2)	搬ノ	(ごみ	15, 140	24, 900	12, 870	11, 750	14, 960	11, 750							91, 370
			小	計	21, 160	31, 190	18, 790	16, 900	20, 620	16, 900	0	0	0	0	0	0	120,000
冢		粗オ	てごみ③	3)	190	570	650	230	880	230							2, 750
				ダンボール	23, 900	24, 180	13, 940	28, 560	16, 140	36, 280							143, 000
				新聞	8, 020	0	7, 680	6, 280	6, 100	0							28, 080
		古 紙	類 ④	雑誌	11, 540	5, 940	5, 640	5, 660	4, 980	4, 600							38, 360
				紙パック	314	0	0	0	0	394							708
				小 計	43, 774	30, 120	27, 260	40, 500	27, 220	41, 274	0	0	0	0	0	0	210, 148
庭				無色びん	0	0	0	0	0	0							0
		ガラス	7 粗⑤	茶色びん	0	0	0	11, 740	0	0							11, 740
		13 ) /	へ対し	その他びん	0	10, 750	0	0	0	0							10, 750
	資			小 計	0	10, 750	0	11, 740	0	0	0	0	0	0	0	0	22, 490
				スチール缶	0	0	0	1, 890	0	0							1, 890
	源	金 属	粕 ⑥	アルミ缶	0	0	0	5, 340	0	0							5, 340
		亚角	カ ①	金属スクラップ	4, 420	8, 468	8, 180	4, 500	8, 580	3, 660							37, 808
	Ĵ			小 計	4, 420	8, 468	8, 180	11, 730	8, 580	3, 660	0	0	0	0	0	0	45, 038
	7.			へ゜ットホ゛トル	0	0	6, 690	0	6, 960	0							13, 650
	み	フ <sup>°</sup> ラスチャ	が指つ	発泡スチロール	0	0	0	0	392	0							392
		, ,,,,	//炽①	その他	1, 780	7, 020	1, 710	7, 010	3, 480	3, 440							24, 440
				小 計	1, 780	7, 020	8, 400	7, 010	10, 832	3, 440	0	0	0	0	0	0	38, 482
		布	類	8	278	0	187	186	0	155							806
み		使用	済小型	家電⑨	0	0	0	0	0	3, 547							3, 547
				乾電池	0	0	0	0	0	0							0
		有害こ	ごみ⑪	蛍光管	0	0	0	0	0	0							0
				小 計	0	0	0	0	•	0		0	0	0		0	•
			( <b>4</b> )~( <b>1</b>		50, 252	56, 358	44, 027	71, 166	46, 632	52, 076	0	0	0	0	0	0	320, 511
	合訂			-(1)) (12)	155, 352	180, 148	152, 367	177, 086	166, 512	162, 736	0	0	0	0	0	0	994, 201
Ш		累	Ē		155, 352	335, 500	487, 867	664, 953	831, 465	994, 201	994, 201	994, 201	994, 201	994, 201	994, 201	994, 201	
	_		可燃	ごみ	55, 850	62, 030	65, 900	72, 090	68, 780	62, 060							386, 710
事	業			ごみ	21, 720	21, 120	11, 690	7, 990	10, 130	20, 580							93, 230
Ĵ		み	合 訁		77, 570	83, 150	77, 590	80, 080	78, 910	82, 640	0	ŭ	0	0		0	479, 940
			累	計	77, 570	160, 720	238, 310	318, 390	397, 300	479, 940	479, 940	479, 940	479, 940	479, 940	479, 940	479, 940	
総		合	計 (①		232, 922	263, 298	229, 957	257, 166	245, 422	245, 376	0	0	0	0	•		1, 474, 141
	Ę	累	i	計	232, 922	496, 220	726, 177	983, 343	1, 228, 765	1, 474, 141	1, 474, 141	1, 474, 141	1, 474, 141	1, 474, 141	1, 474, 141	1, 474, 141	
																	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

2 埋立した廃棄物の種類及び量

単位: kg

_		- 12771-1-1													
	項	目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
	不燃	ごみ	21, 170	36, 910	13, 850	12, 520		28, 170							112, 620

3 最終処分場維持管理状況

※一般 廃棄物の 是終加公提及び産業廃棄物の 是終加公提に係る技術 トの 其進を守める劣合に 其づく 維持管理

終処分場維持官埋状况		※一般廃棄物の最終処分	易及ひ産業	美廃業物の かんしゅうしん しゅうしん かんしん しんしん かんしん しんしん しんしん しんしん しんしん し	<b>最終処分</b> 項	易に係る技	極   「	準を定める							
維持管理	0	D	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	関係法令
		点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日							## 1 /2 /## 0
擁壁等		異常の有無	無	無	無	無	無	無							第1条第2
推 <b>至</b> 守		必要な措置を講じた日													·項 第7号
		措置の内容													רייגן
		点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日							## 1 ## ## O
遮水工		異常の有無	無	無	無	無	無	無							第1条第2
<b>巡</b> // 工		必要な措置を講じた日													·項 第9号
		措置の内容													1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日							## 1 ## ## O
調整池		異常の有無	無	無	無	無	無	無							第1条第2 項
<b>前金池</b>		必要な措置を講じた日													1년 第13号
		措置の内容													13510-5
		点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日							<i>**</i> ±1 <i>*</i> ₹ <i>*</i> *±0
浸出液処理設備		異常の有無	無	無	無	無	無	無							第1条第2 項
<b>浸</b>		必要な措置を講じた日													<sup>  垻</sup> 第14号ロ
		措置の内容													1201775
		点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日							** 1 /2 *** 0
浸出液処理設備に設けられた導水管	文章	異常の有無	無	無	無	無	無	無							第1条第2 項
は配管の防凍措置		必要な措置を講じた日													<sup> 児</sup> 第14号の2
		措置の内容													7277777

4 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定

単位:㎡ 測 定 年 月 日 | 埋 立 容 量 │ 埋 立 済 容 量 │ 残 余 容 管 理 の 状 況 点 検 頻 度 係 法 令 第1条第2項第19号 残余容量 年1回

# 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等

(1) 地下水観測井(下流)

採水場所: 第

弟子屈町字美留和147番5

# ①毎月検査

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日						
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日						
塩化物イオン	5	5	6	6	4	4						
電気伝導率	9. 2	8. 2	8. 7	8. 7	8. 4	8. 4						
異常の有無	無	無	無	無	無	無						
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年 2 回検査その 1 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目 2回	目 項 目	1回目 2回目	項目	1回目 2回目
採取した日	5月14日	トリクロロエチレン	< 0.001	チウラム	< 0.0006
結果の得られた日	6月5日	テトラクロロエチレン	< 0.001	シマジン	< 0.0003
アルキル水銀	ND (<0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002
総水銀	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	1, 2-ジクロロエタン	< 0.0004	セレン	< 0.001
鉛	< 0.001	1, 1-ジクロロエチレン	< 0.01	1, 4-ジオキサン	< 0.005
六価クロム	< 0.005	1, 2-ジクロロエチレン	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002
砒素	< 0.002	1, 1, 1-トリクロロエタン	< 0.001	異常の有無	無
全シアン	ND(<0.1)	1, 1, 2-トリクロロエタン	< 0.0006	必要な措置を講じた日	
ポリ塩化ビフェニル	ND (<0.0005)	1, 3-ジクロロプロペン	< 0.0002	講じた措置の内容	

### ③年2回検査その2

#### ※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容	項目	内容	項目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	ダイオキシン類	0. 30	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月18日	異常の有無	無	講じた措置の内容		1

### (2) 地下水観測井(上流)

採水場所: 弟子屈町字美留和147番5

# ① 毎月検査

/ <b>G</b> 7 (CE													
項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4,	月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日						
結果の得られた日	4,5	月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日						
塩化物イオン		5	5	6	5	4	6						
電気伝導率		8. 5	8. 3	8. 5	8. 3	8. 3	8. 3						
異常の有無		無	無	無	無	無	無						
必要な措置を講じた日													
講じた措置の内容													

### ② 年2回検査その1

#### ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

9 1 - 100 - 200	// ///////////////////////////////////	3 3 3 4 5 1 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	XIII — II — I — I — II — II — II	No appropriate State of the sta	• • •	
項目	1回目 2回目	項目	1回目 2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	トリクロロエチレン	< 0.001	チウラム	< 0.0006	
結果の得られた日	6月5日	テトラクロロエチレン	< 0.001	シマジン	< 0.0003	
アルキル水銀	ND (<0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	
総水銀	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	
カドミウム	< 0.0003	1, 2-ジクロロエタン	< 0.0004	セレン	< 0.001	
鉛	< 0.001	1, 1-ジクロロエチレン	< 0.01	1, 4-ジオキサン	< 0.005	
六価クロム	< 0.005	1, 2-ジクロロエチレン	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	
砒素	< 0.002	1, 1, 1-トリクロロエタン	< 0.001	異常の有無	無	
全シアン	ND (<0.1)	1, 1, 2-トリクロロエタン	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	ND (<0.0005)	1, 3-ジクロロプロペン	< 0.0002	講じた措置の内容		

# ③年2回検査その2

#### ※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項	目	内容	443	項	目	内	容	項	目	1回目	2回目
採取した日		5月14日		ダイオキシン類		0. 240		必要な措置を講し	じた日		
結果の得られた日		6月18日		異常の有無	_	無		講じた措置の内容	<u> </u>		1

#### (3) 放流水採取口

採水場所: 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査項目 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

	/ / ///////////////////////////////////		J. 17 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	)	75 33 INIV @ 32.		, C - , O H  -	210 - 21 - 21 - 21		210 - 21 - 21 - 2 - 21		
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日						
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日						
水素イオン濃度(水素指数)	7.7	7. 9	7. 9	7. 9	8. 1	7. 9						
生物化学的酸素要求量	< 0.5	1. 1	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5						
化学的酸素要求量	5. 6	6. 0	6. 2	6. 1	6. 7	7. 2						
浮遊物質量	1	1	1	< 1	1	2						
窒素含有量	4. 4	3. 5	4. 0	4. 1	4. 0	4. 2						
異常の有無	無	無	無	無	無	無						
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月14日		1, 2-ジクロロエタン	< 0.004		/ルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	< 0.5	
結果の得られた日	6月5日		1, 1-ジクロロエチレン	< 0.02		フェノール類含有量	< 0.1	
アルキル水銀化合物	ND (<0.0005)		シス-1, 2-ジクロロエチレン	< 0.04		銅含有量	< 0.01	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005		1, 1, 1-トリクロロエタン	< 0.03		亜鉛含有量	< 0.01	
カドミウム及びその化合物	< 0.003		1, 1, 2-トリクロロエタン	< 0.006		溶解性鉄含有量	< 0.3	
鉛及びその化合物	< 0.001		1, 3-ジクロロプロペン	< 0.002		溶解性マンガン含有量	< 0.1	
有機燐化合物	< 0.1		チウラム	< 0.006		クロム含有量	< 0.005	
六価クロム化合物	< 0.005		シマジン	< 0.003		大腸菌群数	0	
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.01		チオベンカルブ	< 0.02		<b>燐含有量</b>	1. 2	
シアン化合物	< 0.1		ベンゼン	< 0.01		1, 4-ジオキサン	< 0.05	
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005		セレン及びその化合物	< 0.01		異常の有無	無	
トリクロロエチレン	< 0.01		ほう素及びその化合物	0. 35		必要な措置を講じた日		
テトラクロロエチレン	< 0.01		ふっ素及びその化合物	< 0.08		講じた措置の内容		
ジクロロメタン	< 0.02		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸	化合物 4.8				
四塩化炭素	< 0.002		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱液	曲類) < 0.5				

③ 年 2 回検査その 2 ※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容	項目	内容	項目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	ダイオキシン類	0. 0001	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月18日	異常の有無	無	講じた措置の内容		